



する時は、更新日の2か月前に!」「許可要件の財産的基礎を5百万円以上の預金残高証明で裏付ける場合、2週間以内のものを」といった実質的に許可の申請手続きを厳しくする動きが県に見られる一方で、法律どおり更新日の30日前までに手続きをしているのに更新日を1か月も過ぎてから許可が下りてくる…といった

「Q.当社の役員の1人は非常勤です。社保加入の取扱いは?…A.社保の適用事業所に使用される者は、原則としてすべて加入します。役員の場合常勤・非常勤に関係なく、法人から報酬を受ける人は強制加入に…!」とは5年前

に社会保険事務局が公表した文書の一部(要旨)です。つまり例え低額の報酬でも加入させ最低9.8万円の標準報酬月額による保険料が課されてきました。ところが最近、社保事務所の対応に変化が

「許可の更新の際に合わせて業種追加を

状況も一部に出ています。経審が遅れたり、発注者に新しい許可証を提示できないといった不都合も生じています。また耐震偽装に絡む経審虚偽の防止対策として国は、経営状況分析の疑義チェックの抽出基準や確認方法を見直し①最近2年の経常

収支率が100%未満で経常利益が黒字②総資本回転率の変化が異常…等の新基準を出し、事後検査も強化すると公表しました。規制緩和はどこへやら、逆に規制強化の動き!?です。



見られます。「あまりはつきりは言えんのだが、8万円をメドに…」と某課長が雑談の中で触れました。この月8万円という数字は平成6年9月までの標準報酬月額の下限です。しかし

「所得の二極化が進み(=貧富の差が拡大)来年4月

から上下限の範囲を改定する…」との事で下限は5.8万円へ変わります。となると、パートや低報酬の役員もこの基準で強制加入になるのでは??

